

◇◆◇定住促進住宅に入るには◆◆◇

～入居者の資格～

1. 町内に定住を希望し、住宅を必要としている者
2. 市町村税を滞納していない者
3. 家賃の支払能力が十分にある者
4. 暴力団員でない方（暴力団員とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に規定する暴力団員の構成員をいいます。入居の決定は、町において、警察署へ照会したうえで、行います。）
5. 入居者及び同居者の収入が収入基準以下である者

～使用料～

- ・ 1階～3階 月額 36,000円 ・ 4階 月額 33,000円 ・ 5階 月額 30,000円
- ※ 4月1日現在において、入居者又は同居者が扶養する子（18歳未満）又は高齢者（65歳以上）がいる場合は、それらの者1人につき3千円を該当年度の月額から減額する。

～入居の条件～

1. 入居決定後に敷金（家賃の3ヶ月分）を納入すること
2. 町内に居住し、入居決定者と同程度以上の収入がある者又は、入居者と勤務先を同じくする者の保証人1人の連署する請書を提出すること
3. 入居指定日から10日以内に入居すること

～留意事項～

1. 団地内では、犬・猫等のペットを飼うことはできません。
2. 駐車場は1戸に1台。

《収入基準》

区分	収入基準	世帯人数別年収及び所得上限（単位：円）					
		世帯人数	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
	487,000以下	収入所得	7,826,666 5,844,000以下	8,248,888 6,224,000以下	8,671,111 6,604,000以下	9,093,333 6,984,000以下	9,515,555 7,364,000以下

収入基準計算方法

$$\left(\text{所得金額} - (380,000 \times \text{扶養者数} + \text{他該当控除}) \right) \div 12 \text{ヶ月} = \text{収入基準}$$

該当控除（単位：円）

控除の種類	扶養控除	老人扶養控除	特定扶養控除	障害者控除	特別障害控除	寡婦寡夫控除
控除額	380,000	100,000	250,000	270,000	400,000	270,000

※ 町営住宅の空家情報・入居申込方法や、詳しい内容等に関する問合せについては、担当課までお問い合わせください。

お問い合わせ先

猪苗代町役場 建設課 都市整備係 TEL0242-62-2118（直通）内線 274・275